

# 事務連絡

## 第1 全事業所対象

### 1. 負担割合変更に伴う過誤申立及び再請求のお願い

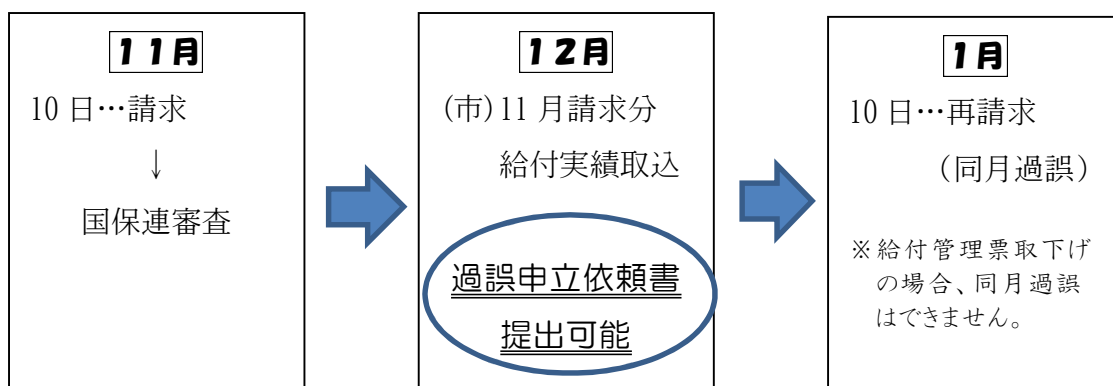
修正申告等の理由により、被保険者の負担割合が遡って変更になる場合があります。八戸市では青森県国保連合会に高額医療合算介護サービス費の計算を委託している都合上、国保連にて自己負担額を把握する必要があるため、事業所に過誤申立及び再請求をお願いしています。遡り変更が生じた場合には個別に御連絡いたしますので、適切な保険給付のため御協力をお願いいたします。

### 2. 介護給付（事業）費過誤申立について

#### 介護給付（事業）費過誤申立依頼書提出のタイミング

国保連への請求後に請求誤りに気付いた場合、過誤申立依頼書を市で受付・処理できるのは請求の翌月以降です。請求した月に提出された場合は処理ができずに保留となり、翌月の受付分として処理することになりますので、御了承ください。

【例】



### 3. 高額介護サービス費等支給にあたってのお願い

#### (1) 介護給付（事業）費の再請求について

介護給付（事業）費過誤申立後、実績があるにもかかわらず再請求がない場合、当該月の給付実績が確定せず、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費の支給が保留となるといった影響が出ます。速やかに再請求を行うようお願いします。

#### (2) 「支払い遅延者連絡リスト」提出のお願い

高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費は、利用者負担が限度額を超過し、かつ利用料の支払いが済んでいる方を対象として給付しています。当市においては、支払いが済んでいるか否かをサービス事業所から提出される「支払い遅延者連絡リスト」にて確認し、介護給付費適正化を図っております。

したがって、支払いが長期間滞っている利用者がある場合は、「支払い遅延者連絡リスト」にて情報提供いただくようお願いいたします。なお、様式につきましては、介護保険課認定給付グループ（Tel43-9083）までお問い合わせください。

#### 4. 保険料滞納者・未納者に対する給付制限等の確認方法について

特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合、支払方法の変更（償還払い）、保険給付の一時差し止め又は保険料未納者の給付額減額等の措置が取られます。適用開始にあたっては、被保険者に対し、通知書及び給付制限等を記載した被保険者証（下図参照）を送付しております。

なお、負担割合証へ給付制限等についての記載は行いません。給付制限等適用期間中においては、被保険者証表面に記載される「給付制限」が負担割合証の「利用者負担の割合」より優先されますので、被保険者証を必ず御確認ください。

##### 【被保険者証（表面）】

<table border="1"> <tr> <td>支払方法の変更</td> <td>開始年月日</td> <td>平成28年10月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終了年月日</td> <td>平成29年3月1日</td> </tr> </table> <p>*償還払い</p>		支払方法の変更	開始年月日	平成28年10月1日		終了年月日	平成29年3月1日																					
支払方法の変更	開始年月日	平成28年10月1日																										
	終了年月日	平成29年3月1日																										
<table border="1"> <tr> <td>給付制限</td> <td>開始年月日</td> <td>平成28年10月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終了年月日</td> <td>平成28年12月31日</td> </tr> </table> <p>*3割負担</p>		給付制限	開始年月日	平成28年10月1日		終了年月日	平成28年12月31日																					
給付制限	開始年月日	平成28年10月1日																										
	終了年月日	平成28年12月31日																										
<table border="1"> <tr> <td>要介護1</td> <td>認定年月日</td> <td>平成28年9月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定の有効期間</td> <td>平成28年10月1日～平成29年9月30日</td> </tr> <tr> <td>区分支給限度基準額</td> <td>平成28年10月1日～平成29年9月30日</td> <td>1月当たり</td> </tr> </table>	要介護1	認定年月日	平成28年9月30日		認定の有効期間	平成28年10月1日～平成29年9月30日	区分支給限度基準額	平成28年10月1日～平成29年9月30日	1月当たり	<table border="1"> <tr> <td>給付制限</td> <td>開始年月日</td> <td>平成28年10月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終了年月日</td> <td>平成29年3月1日</td> </tr> <tr> <td>給付制限</td> <td>開始年月日</td> <td>平成28年10月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終了年月日</td> <td>平成28年12月31日</td> </tr> <tr> <td>給付制限</td> <td>開始年月日</td> <td>平成28年10月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終了年月日</td> <td>平成28年12月31日</td> </tr> </table>	給付制限	開始年月日	平成28年10月1日		終了年月日	平成29年3月1日	給付制限	開始年月日	平成28年10月1日		終了年月日	平成28年12月31日	給付制限	開始年月日	平成28年10月1日		終了年月日	平成28年12月31日
要介護1	認定年月日	平成28年9月30日																										
	認定の有効期間	平成28年10月1日～平成29年9月30日																										
区分支給限度基準額	平成28年10月1日～平成29年9月30日	1月当たり																										
給付制限	開始年月日	平成28年10月1日																										
	終了年月日	平成29年3月1日																										
給付制限	開始年月日	平成28年10月1日																										
	終了年月日	平成28年12月31日																										
給付制限	開始年月日	平成28年10月1日																										
	終了年月日	平成28年12月31日																										
<table border="1"> <tr> <td>被保険者証</td> <td>0000123456</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>031-0011 八戸市内丸1丁目1-1</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>八戸 花子</td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>平成28年9月30日</td> </tr> </table>		被保険者証	0000123456	住所	031-0011 八戸市内丸1丁目1-1	氏名	八戸 花子	性別	男	生年月日	昭和〇年〇月〇日	有効期限	平成28年9月30日															
被保険者証	0000123456																											
住所	031-0011 八戸市内丸1丁目1-1																											
氏名	八戸 花子																											
性別	男																											
生年月日	昭和〇年〇月〇日																											
有効期限	平成28年9月30日																											

##### 【被保険者証（裏面）】

<p>十一 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする処置（支払方法の変更）、利用時支払額を三割とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。</p>	<p>（裏面）</p> <p>十一 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする処置（支払方法の変更）、利用時支払額を三割とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。</p>
--	--

## 第2 居宅介護支援事業所対象

### 5. 居宅（介護予防）サービス計画作成届出書の提出について

介護扶助にて介護サービスを受けている65歳未満の生活保護受給者が65歳に達し、介護保険第1号被保険者となった後も継続してサービスを利用する場合は、介護保険課へ「居宅（介護予防）サービス計画作成届出書」を提出する必要があります。原則として届出開始日の遡りは認めていないため、提出が遅れる場合は事前に御相談下さい。

## 第3 認定調査員対象

### 6. 認定調査の「基本調査に係る選択率のばらつき」について

「平成28年度第2回介護支援専門員等研修会」（8/9開催）で実施の認定調査演習において『基本調査に係る選択率のばらつきについて』の説明を行いました。八戸地域広域市町村圏事務組合介護認定審査会事務局より、依然として選択率にばらつきが見られるとして以下の指摘がありました。

- ・ ばらつきのある選択項目→「下肢麻痺」、「座位保持」、「移乗」、「移動」
- ・ 独居勘案や●を記入して判断を審査会に委ねる場合等において、根拠が明確に記載されていない。

演習資料「適正な認定調査に向けて」及び「認定調査の基本的考え方」を改めて御確認ください。なお、これらの資料が必要な方は介護保険課認定給付グループ（TEL43-9083）までお問い合わせください。

特に、要支援及び要介護1相当の認定を受けている方で「座位保持に支えが必要」と選択されているなど、疑義のある選択判断が行われている場合は、問い合わせることがありますので、御協力をお願いいたします。

### 7. eラーニングシステムの活用について

厚生労働省では、要介護認定適正化を目的とし、認定調査従事者を対象として、eラーニングシステムを運用しております。同システムでは、標準化した教材での学習により、認定調査の基本的な考え方を学ぶとともに、課題を確認することで認定調査の質の向上に取り組むことができる仕組みとなっております。

先般、同システムにおいて、全国テストの実施及び重点問題集の追加がありましたが、本市においては受講率が低くなっております。分野別の受講も可能となっているため、初任者・経験者問わず、積極的な活用をお願いいたします。

### 8. 認定調査員（在宅調査員に限る）へのお願い

#### 「在宅介護実態調査」の実施について【当日配布資料参照】

厚生労働省より示された第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）の策定に向けた「在宅介護実態調査」を本市においても実施します。平成28年12月1日～平成29年2月28日に行われる要介護（要支援）認定調査の際に当該実態調査を実施するため、認定調査員（在宅調査員に限る）の皆様へ御協力をお願いしたいと考えております。

調査内容及び調査票は当日配布資料のとおりとなりますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、よろしくをお願いいたします。